

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（特定動物）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。以下同じ。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）別表第一の下欄に掲げる種以外のものとする。

（国庫補助）

第二条 法第三十五条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の指定）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十六条の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）とする。

（国庫補助）

第二条 法第十八条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) (略)	
(二) 食肉目	

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) (略)	
(二) 食肉目	

(略)	(略)
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ、オオヤマネコ属全種、ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種
(三)～(五) (略)	
二・三 (略)	

(略)	(略)
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット、オオヤマネコ属全種、ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種
(三)～(五) (略)	
二・三 (略)	